

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額	
求人受付の際の事務費用		0 円
求人・求職の申込を受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬	職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 活動一日あたり 成功報酬	1, 000, 000 円 50, 000 円 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%

手数料が求職者の賃金の 50/100（同一事業主が継続雇用した場合、1 年間の賃金額を算定基礎）を超える場合は、50/100 を限度とする。

取扱い職種の範囲の明示

株式会社アジェンテ

求人者の皆様へ

【取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲】

当社の取扱い業務範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）

取扱地域：国内

【手数料に関する事項】

手数料は、有料職業紹介の届出をした範囲内において求人者と合意した金額とし、別途契約書または覚書等にて定めるものとします。

【求人者情報の取扱に関する事項】

求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者となります。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

【個人情報の取扱に関する事項】

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者となります。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

【苦情処理に関する事項】

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者となります。

苦情の申出があった場合は迅速かつ適切に対応致します。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第 24 条の定めに則り、労働者に直接お支払いください。

その他、事業についてご不明点がございましたら、当社までお問い合わせ下さい。